

上越市水防計画の改訂について(概要)

今回の改訂は、新潟県水防計画の修正に合わせ、所要の修正を行うもの

○新潟県水防計画の修正履歴

- R元.5 水防警報等の警戒レベルの表記、危機管理型水位計の設置など、新たな取組に伴う修正 等
- R2 .5 水位周知河川の拡充に伴う指定観測局の追加等に伴う修正等
(上越市内の指定観測局の追加はなし)
- R3 .5 水防法の一部改正に伴う修正 等

主な修正内容

1 水防警報等の「警戒レベル」の表記

中央防災会議のワーキングからの「平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難の在り方について(報告)」を踏まえた対応

災害発生の高まりに応じた防災情報を提供し、住民の避難行動を支援し、災害対応に当たる市町村に対し、適時適切な避難指示等の発令を支援

避難行動時に住民が取るべき行動を5段階に分け、行政からの情報と行動の対応を明確化



国や県が発表する水防警報等に警戒レベルを表記し、市町村の避難情報等の発令や住民の主体的な避難行動を支援

主な修正内容

2 危機管理型水位計の設置

これまで水位計の無かった河川や地先レベルでのきめ細かな水位把握が必要な河川への水位計の普及を促進し、水位観測網の充実を図る。



洪水時の水位観測に特化した低コストな水位計を開発し、これまで水位計の無かった河川や地先レベルに設置

【危機管理型水位計】

- ・洪水時の水位観測に特化した低コストな水位計

国所管 17箇所（関川、保倉川）

県所管 7箇所（重川、大瀬川、矢代川、桑取川、保倉川、飯田川）

主な修正内容

3 避難確保計画に基づく避難訓練実施結果の報告を義務化

令和2年7月の豪雨災害において、避難確保計画を作成し、避難訓練を実施していた高齢者施設が河川の氾濫によって浸水し、甚大な人的被害が生じたことから、このような事案の再発防止を図るとともに、要配慮者利用施設の利用者の実効性のある避難の確保を確実にする。



要配慮者利用施設における避難確保計画に基づいた避難訓練の実施結果を市長へ報告することを義務化するとともに、要配慮者利用施設の所有者又は管理者より避難確保計画の作成及び訓練実施の報告を受けたときは、市長から必要な助言又は勧告が可能となる。

※ 上越市水防計画（案）抜粋箇所

修正前	修正後
(6) 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等 法第15条第1項の規定により上越市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うものとする。	(6) 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等 法第15条第1項の規定により上越市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告しなければならない。また、当該計画に定めるところにより訓練を行うとともに、その結果を市長に報告することとする。さらに、市長は、当該計画の作成及び訓練の実施について、要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けたときは、必要な助言又は勧告ができる。

主な修正内容

4 その他

新潟県水防計画の修正及び令和3年5月の災害対策基本法の一部改正を踏まえた文言整理など

※ 主な修正内容（災害対策基本法の一部改正に伴う避難情報等の修正）

修正前	修正後
災害発生情報	緊急安全確保
避難指示(緊急)	避難指示
避難勧告	
避難準備・高齢者等避難	高齢者等避難